

水道使用料【表2】

口径又は 用途	基本水量	基本料金 (1月につき)	超過料金	付 記
13ミリメートル	10立方メートル	700円		
20 "	"	1,000		
25 "	"	1,400	1立方メートル	
30 "	"	3,000	につき	
40 "	"	3,400	73円	
50 "	"	4,300		
75 "	"	10,000		
100 "	"	16,500		
150 "	"	36,000		
上記にかかわらず湯屋用、船舶用、臨時用、共用栓、消火兼用及び消火栓に使用する場合は、次の料金とします。				
湯 屋 用	100立方 メートル	5,100円	1立方メートル につき 51円	
船 舶 用			1立方メートル につき 116円	販売者の販売料金は1立方 メートルにつき 136円。 口径50ミリメートル以上の量水器 を使用するものは、料金のほかに市 長の定める量水器費を加えるもの とする。
臨 時 用	10立方メートル	1,360	1立方メートル につき 136円	口径50メートルミリ以上の量水器 を使用するものは、料金のほかに市 長の定める量水器費を加えるもの とする。
共 用 栓	1世帯につき 7立方メートル	580	1立方メートル につき 73円	
消火兼用栓			1立方メートル につき 73円	主として消火用に施設した栓とす る。料金のほかに市長の定める量 水器費を加えるものとする。
消 火 栓	演習の場合1回5分以内 口径50ミリメートル 680円 口径75ミリメートル 1,600円			公設消火栓については、別に市長 の定め額とする。

松くい虫の被害防除に
ご協力ください!!

マツは古くから、私たちの暮らしの中に
永く生き続けてきたなじみ深い樹木です。

建築用材・防潮・防風・水資源のかん養
生活環境の保全など、私たちの生活にかか
わりをもっています。

近年、マツ林が松くい虫の被害によつて
次つぎに枯らされ、私たちのまわりからマ
ツの緑が失われようとしています。

祖先から受け継いだ、この貴重なマツを
松くい虫から守り育てるため、次の方法で
防除に努力しています。

- ・ 薬剤の空中散布による予防
- ・ 被害木の伐倒薬剤散布による駆除

私たちの生活と強いかわりをもつてい
るマツの緑を守り育てるため、引き続いて
防除に力を入れていきますが、この異常事
態に対処するため、自分の財産(森林)は
自分で守るという原点に立つて、次のこと
について、みなさんの積極的なご協力をお
願います。

- ・ 新しい被害の発生源になる被害木(赤く
枯れたもの)は、可能な限り自分で伐倒
し薬剤散布すること。

- ・ 被害を防止することがむづかしいと思わ
れるマツ林で売却可能なものは、やむを
えない手段として、早期に売却し樹種転
換による跡地の更新をはかること。

なお、伐倒したマツの薬剤散布及び売却の
ための立木調査等については、森林組合に
ご相談ください。

詳しくは、市農林水産課林務係へおたず
ねください。

☎ 2-2111 内線233

春の交通安全健民運動

～ 二輪車の前照燈昼間点燈運動に参加を ～

春の交通安全健民運動が4月6日から4
月15日までの10日間、全国一斉に展開され
ます。この運動は広く国民に交通安全思想
を普及徹底し、正しい交通ルールの実践を
習慣づけることにより交通事故防止の徹底
を図るため、次の3項目を重点にとりくみ
ます。

- ①歩行者、特に新入生(園)児を中心にし
た、子供の交通事故防止。
- ②自転車の安全利用の促進。
- ③安全運転管理の充実と安全運転の確保。

交通事故のない安全で、住みよいふるさ
とをつくることは、市民の願いです。その
ためには、市民一人ひとりが正しい交通ル

ールを身につけ、マナーを守ってこの実践
に努めることが大切です。

家庭には車を運転する人、自転車を利用
する人、幼児からお年寄りにいたるまで、
いろいろな立場の人が同居しています。

家庭こそ交通安全の話し合いの最適の場
といえましょう。家族みんなで交通安全に
ついて話し合い、覚悟合うことによつて、
家族の中から交通事故の被害者、加害者を
出さないようにしましょう。

また、事故が多い二輪車(原付を含む)
による交通事故防止のため前照燈昼間運動
を実施することになりました。二輪車運転
のみなさんこの運動に参加しましょう。

